

天白こじょう会 会 則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は天白こじょう会（以下「本会」という）と称する

(会 員)

第2条 本会の会員は天白区在住の名古屋市高年大学鯉城学園卒業生で、
入会希望者を以て構成し、入会金及び会費の納入をもって、会員とする。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦をはかり、鯉城学園で得た知識と経験を
生かし、地域活動に参画すると共に、社会奉仕活動により地域社会に貢
献することを目的とする。又安全で安心して暮らせる高齢化社会の実現
を目指す。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、下記の事業を行う。

- 1) 各種行事の企画、運営
- 2) 会報の発行等の広報活動
- 3) 名古屋市及び地域の各種行事への参加
- 4) 社会奉仕活動の推進
- 5) 行政ならびに関係諸団体との連携
- 6) 自己啓発のための各種同好会活動の推進
- 7) その他本会の目的を達成する為に必要な事業

(情報管理)

第5条 会員情報は関係法令に基づき厳重に管理する。

(所在地)

第6条 本会の所在地は会長宅に置く。

第2章 人 事

(役 員)

第7条 本会は、会の円滑な運営を図るため、下記の役員をおく。

役員の数および任務は下記の通りとし、その任期は1年とする。但し
再任は妨げない。選出方法は細則に定める。

役 員 名	定 数	任 務
会 長	1 名	本会を代表して会務を総括し、総会及び役員会を招集し、これを主宰する。
副 会 長	3名以内	会長を補佐し、会長事故ある時は会長の職務を代行する。又会務全体をサポートする。
総務担当役員	若干名	総務事項全般を統括する。詳細は別途細則に定める。

行事担当役員	若干名	会員相互の親睦を図り、各種行事の企画、立案運営にあたる。詳細は別途細則に定める。
広報担当役員	若干名	「天白こじょう会だより」の編集、発行を行うと共に、関連業務を行う。
ボランティア担当役員	若干名	社会奉仕活動の推進を図る。又行政及び関係諸団体との連絡、調整、連携に務める。
鯨城会代議員 (会長兼任)	1 名	本会を代表して鯨城会代議員を務める。
鯨城会幹事	1 名	本会を代表して鯨城会幹事の任にあたる。但し任期は2年とするが、欠員が生じた場合は前任幹事の残任期間とする。但し前任幹事の任期が1年以内の場合は再任する事が出来る。
会計担当役員	若干名	本会の会計全般をつかさどる。
会計 監査	2 名	本会の会計を監査し、総会において報告する。
顧 問	若干名	会長の諮問に応じ、助言を行う。

第3章 会 議

(総 会)

第8条 総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催し、当日出席会員をもって成立する。

総会議長は本会会長が務め、出席者の過半数をもって議決する。

(総会の議決事項)

第9条 1、年度事業計画及び収支予算。

2、年度事業報告及び決算報告。

3、役員を選出、退任の承認。

4、会則の改定、修正。

但し会則の改定、修正の場合は総会出席者の3分の2以上の決議によるものとする。

5、その他重要事項で役員会より付議された事項。

(役員会)

第10条 役員会は月1回定期的に開催し下記の事項を審議決定する。

但し会長が必要と認めた時は会長は臨時役員会を招集することが出来る

1. 年度事業計画及び予算に関する事項。

2. 本会運営上重要と思われる事項。

3. その他必要と認める事項。

役員会は役員数の過半数以上の出席がなければ議事の決定は出来ない。賛否同数の場合は会長がこれを決定する。

4. 月1回以上定期的にリーダー会議を開催し、役員会提案事項の事前審議を行う。

5. リーダーは総務、行事、広報、会計、ボランティア、鯨城会幹事な

ど各部門から各一名を選出する。

なお、リーダー会議の構成メンバーは会長、副会長、各部門リーダーおよび総務役員とする。

第4章 会計

(会計)

- 第11条 1、本会の会計は会費、入会金、助成金、寄付金ならびにその他の収入をもってあてる。
- 2、入会金2,000円を入会時に納入する。
- 3、会費は年額1,500円とし、3月までに納入する。
但し役員会が必要と認めた場合は別に会費を徴収することが出来る。
- 4、入会金、会費の返還は認められない。
- 5、決算報告は総会で報告し承認を得るものとする。

(会計年度)

- 第12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終了する。

(会計監査)

- 第13条 会長が会員の中から指名する監査役2名により毎年度末に会計監査を実施し、役員会、総会で報告する。

第5章 その他

(同好会活動)

- 第14条 本会内に各種同好会をもうける事ができる。
その運営は同好会メンバーに委ねる。但しその新設、改廃は役員会にはかり、承認を得るものとする。

(届出、資格喪失)

- 第15条 本会会員は、その住所、氏名の異動、退会の意思が生じた時は速やかに本会に届けるものとする。

(会則に定めなき事項)

- 第16条 会則に定めなき事項については、役員会にて、その都度審議決定し、総会時に報告するものとする。

(附 則)

- 第17条 此の会則は令和5年4月19日より実施する。